## 公益財団法人日本バレーボール協会 2014年度第4回理事会概要(みなし決議)

- 1. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (1) 組織変更及び事務局規程の改定 現行、プレジデンツオフィス・新事業推進部及び営業推進室、 プレジデンツオフィス・ビーチバレーボール評議会及びビーチバレ

プレジデンツオフィス・ビーチバレーボール評議会及びビーチバレーボール強化委員会を統合・再編し、ビーチバレーボール事業本部を新設する。併せて、これに関連する事務局規程の改定を行う。

- (2) 役員担務の変更 業務執行理事 小島和行をビーチバレーボール事業本部長に選任
- (3) 重要な使用人の選任 桐原勇人をビーチバレーボール事業本部副本部長に選任
- (4) 委員会の設置及び委員会委員の選任 ビーチバレーボール事業本部の所轄委員会を以下の通り設置し、委 員会委員を選任する。
  - ·強化委員会 ·競技委員会 ·普及委員会 ·審判委員会
- (5)組織及び役員担務変更時期 2015年1月1日より
- 2. 理事会の決議があったものとみなされた事項の提案者 代表理事 羽牟裕一郎
- 3. 理事会の決議があったものとみなされた日 2014年12月19日(金)
- 4. 議事録の作成に係る職務を行った理事 代表理事 羽牟裕一郎

2016年リオデジャネイロオリンピック、2020年東京オリンピック開催に向け、インドアのバレーボールと同様にビーチバレーボールの日本代表となる選手の発掘・育成・強化は本会にとって急務となっており、それを実現するための組織体制の強化・整備、責任体制の明確化を早急に実施する事が必要となった。2014年12月09日、代表理事・羽牟裕一郎が理事及び監事の全員に対し

て上記事項についての提案書を発送し、当該提案につき 2014 年 12 月 19 日までに、提案者の羽牟裕一郎と特別な利害関係者となる小島業務執行理事を除く、決議に加わることの出来る理事の全員から文書により同意する旨の意思表示を、また監事 3 名から異議が無い旨の意思表示を得たので、定款第 43 条に基づき当該提案を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。